資料課 齊藤 達也

1 調査について

この調査は、社団法人引揚者団体全国連合会が昭和 39 年 6 月ごろから 11 月ごろにかけて全国で実施した引揚者の在外私有財産に関する調査である。

神奈川県立公文書館には、この調査の全国分の調査票が書庫に保管されている。大量に ある調査票を詳しく調べると山梨県、鹿児島県以外の都道府県分が残されており、全部で 約46万枚である。都道府県ごとの内訳は表1のとおりである。

表 1 都道府県別在外私有財産調査票残存数

番号	都道府県	枚数	番号	都道府県	枚数
1	北海道	32,445	25	滋賀県	1,483
2	青森県	3,511	26	京都府	5,494
3	岩手県	4,529	27	大阪府	10,756
4	宮城県	13,164	28	兵庫県	10,325
5	秋田県	7,918	29	奈良県	2,887
6	山形県	9,156	30	和歌山県	5,699
7	福島県	13,518	31	鳥取県	3,914
8	茨城県	9,163	32	島根県	8,322
9	栃木県	4,366	33	岡山県	9,471
10	群馬県	4,996	34	広島県	16,752
11	埼玉県	3,893	35	山口県	12,124
12	千葉県	5,068	36	徳島県	4,416
13	東京都	10,728	37	香川県	9,156
14	神奈川県	3,193	38	愛媛県	8,826
15	新潟県	4,391	39	高知県	5,914
16	富山県	3,840	40	福岡県	38,585
17	石川県	6,770	41	佐賀県	12,900
18	福井県	5,595	42	長崎県	26,037
19	山梨県	0	43	熊本県	28,100
20	長野県	16,791	44	大分県	15,593
21	岐阜県	6,749	45	宮崎県	9,314
22	静岡県	12,316	46	鹿児島県	0
23	愛知県	13,328	47	沖縄県	18,497
24	三重県	1,462		合 計	461,455

2 調査実施団体

この調査は、社団法人引揚者団体全国連合会が実施したものであるが、実際の調査は連合会から各都道府県の引揚者団体に委託して行われたものである。

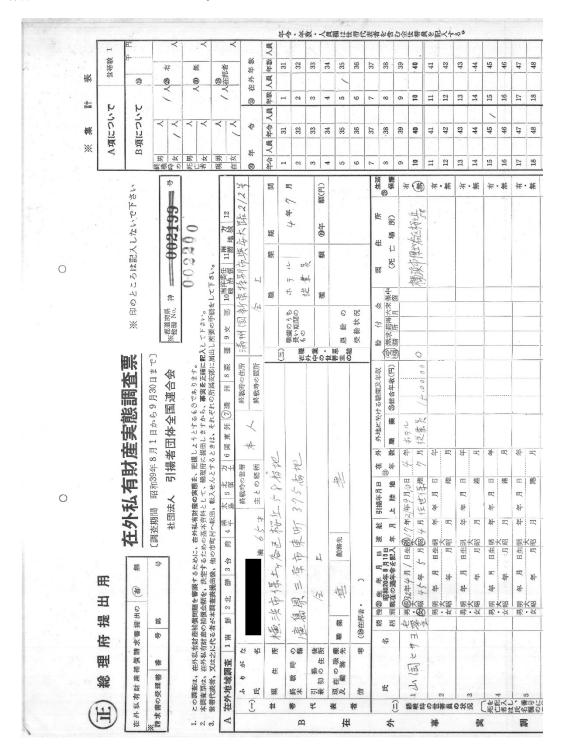
同館に保存されている調査票は、山梨、鹿児島両県を除く1都1道2府41県のものであるが、これらの調査票にある確認者欄や調査者欄の記載から各都道府県の調査実施団体は表2のとおりである。

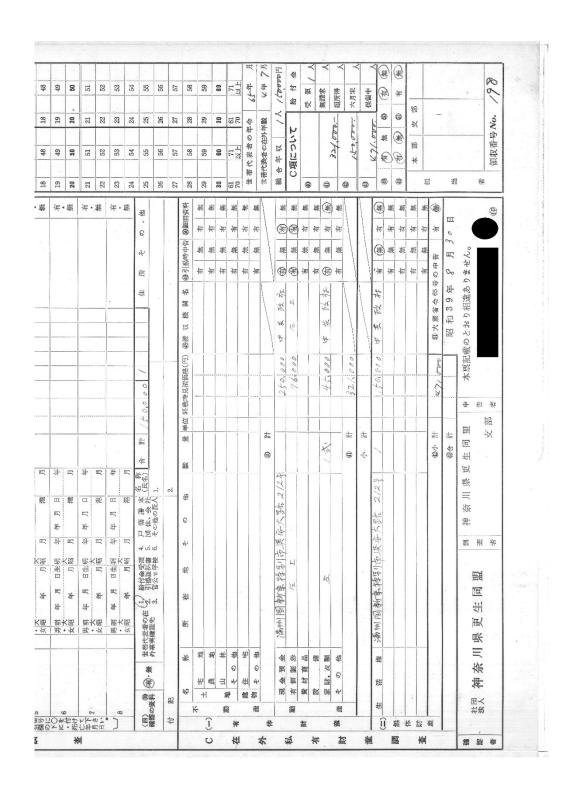
表 2 在外私有財産調査実施団体

12 2	T/1/14 17 //1	左			
番号	都道府県名	団体名	番号	都道府県名	団体名
1	北海道	引揚者団体北海道連合会	25	滋賀県	滋賀県引揚者連盟
2	青森県	青森県引揚者団体連合会	26	京都府	京都府海外引揚同胞連盟
3	岩手県	引揚者団体岩手県連合会	27	大阪府	社会福祉法人 大阪府厚生連盟
4	宮城県	社団法人 宮城県引揚者団体連合会	28	兵庫県	兵庫県 海外引揚者連盟本部
5	秋田県	秋田県引揚者団体連合会	29	奈良県	社団法人 奈良県引揚者協会
6	山形県	引揚者団体山形県連合会	30	和歌山県	引揚者団体 和歌山県連合会
7	福島県	社団法人 福島県引揚者団体連合会	31	鳥取県	鳥取県海外引揚者協会
8	茨城県	茨城県 海外引揚者同胞連盟	32	島根県	社団法人 島根県引揚者連合会
9	栃木県	栃木県海外引揚者連盟	33	岡山県	岡山県海外引揚者連盟
10	群馬県	群馬県引揚者連合会	34	広島県	広島県引揚同胞更生会
11	埼玉県	埼玉県引揚者連合会	35	山口県	社団法人山口県更生会
12	千葉県	千葉県引揚者団体連合会	36	徳島県	徳島県外地引揚者連盟
13	東京都	社団法人 東京都引揚者団体連合会	37	香川県	香川県 海外引揚同胞連合会
14	神奈川県	社団法人 神奈川県更生同盟	38	愛媛県	愛媛県引揚者団体連合会
15	新潟県	新潟県引揚者連盟本部	39	高知県	引揚者団体高知県連合会
16	富山県	富山県更生協力会	40	福岡県	社団法人福岡県更生会
17	石川県	社団法人石川県更生同盟	41	佐賀県	外資同佐賀県本部
18	福井県	福井県引揚者団体連合会	42	長崎県	社団法人 引揚者団体長崎県本部
19	山梨県		43	熊本県	社団法人 熊本県引揚者連盟
20	長野県	長野県厚生協会	44	大分県	外資同大分県本部
21	岐阜県	引揚者団体岐阜県連合会	45	宮崎県	引揚者団体全国連合会 宮崎県本部
22	静岡県	静岡県引揚者団体連合会	46	鹿児島県	
23	愛知県	愛知県 引揚者更生団体連合会	47	沖縄県	引揚者団体沖縄連合会
24	三重県	三重県引揚者団体連合会			

3 調査票

調査票は、全国連合会で作成されたと思われる物の他、各県独自に作成したと思われる物があり、調査項目なども多少異なる物がある。次に示す調査票は、神奈川県更生同盟で作成されたと思われる物である。





4 実施要綱

この調査に関する資料は、ほとんど残されていないが、全国連合会で作成されたと思われる実施要綱が残されていた。鳥取県の調査票の裏面に記載されていたものである。他の都道府県の調査票の裏面は、全て白紙であるが鳥取県の調査票だけが裏面に実施要綱が記

載されていたのである。

その要綱は、次のとおりである。

在外私有財産実態調査実施要綱

社団法人引揚者団体全国連合会

- 一、この調査は、昭和二十年八月十五日現在における引揚者等の在外私有財産に関する実態を 把握して補償に関する審議の基礎資料を得ることを目的とする。
- 二、この調査の対象となるものは次に掲げるものとする。
 - (1) 昭和二十年八月十五日現在本邦以外の地域に住所(生活の本拠)を有し、同年同日以後本邦に引揚げたもので、調査が行われる日において本邦に住所を有し、且つ日本国籍を有するもの。
 - (2) 昭和二十年八月十五日現在本邦以外の地域に住所を有し、昭和十六年十二月八日以後戦争に起因する理由による命令若しくは状況により昭和二十年八月十五日以前に本邦に引揚げ、調査が行われる日において本邦に住所を有し且つ日本国籍を有するもの。
- (3) 昭和二十年八月十五日に本邦に住所を有し、本邦以外の地域に私有財産を有するもの。 三、調査は次に掲げる事項について行う。
 - (1) 在 外 地 域 (2) 在 外 事 実 (3) 在 外 財 産
- 四、この調査は社団法人引揚者団体全国連合会が各都道府県引揚者団体に委託し実施するものである。
- 五、この調査の内容は部外秘とする。
- 六、この調査は昭和三十九年十一月一日より同年十一月三十日の間において実施するものである。

以 上

記入要領

A、在 外 地 域 調 査

- 終戦時の生活の本拠のあつた地域の数字を○で囲む。
- \bigcirc 1~12までに該当地域名がないときは生活の本拠(住所)があつた外国名を記し12を \bigcirc で囲む。

B、在 外 事 実 調 査

一、世 帯 代 表 者

- 昭和二○・八・一五現在の世帯代表者の氏名を記す。
- その者が同日以後死亡の場合は本人の氏名を記し、その下に代理人としてこの調査 の申告を提出する代表相続人の氏名を記し、本人の氏名の前に(故)を附し、又代表相続 人についてはその表示をする。

19 21 (100 (12) 20) (10) 8	0					
	(故)	小	林	太	郎	
	代表相続人	小	林	信	雄	

終戦時の世帯代表 〇 相続人が死亡した世帯代表者を代理するときのみ記す。 者との続柄

終戦時の住所 の 昭和二〇・八・一五の住所(生活の本拠)を記す。

現 住 所 ○ 本調査票作成時の現住所を記す。

○ 代表相続人が故人を代理するときはその者の現住所を記す。

終戦時の本籍 ○ 世帯主の本籍を記す。

引揚後最初の住所 〇 本邦へ引揚げて最初に物資購入通帳の交付を受けたところ。

現在の職業・勤務 〇 例 勤労者-〇〇会社、自営-煙草販売、労務者-/ 先

在 邦 者 昭和二〇・八・一五現在本邦に住所を有し、在外財産を有していたものは在邦者の次に〇を記す。在邦者の記入要領は別に示

二、世帯員の状況・氏名

- 昭和二○・八・一五現在の世帯員全員の状況を記す。その順位は、世帯代表者、配 偶者、子は年令順、父、母、祖父、祖母とする。
- 昭和二〇・八・一五以後死亡したものは頭の数字を○で囲み氏名の下に横に死亡年月日を記す。(23年4月5日)
- 現在の姓が終戦時と変つているときは、先づ終戦時の姓を記し、その下に括弧をし 現在の姓を記す。〔山下 静子〕

(池田)

続 横 世帯代表者との続柄(妻・長男・次女等)を記す。世帯代表者 は(本人)と記す。

性 別 該当の文字を〇で囲む。

生 年 月 日 明 (明治)・大 (大正)・昭 (昭和) の該当するものを○で囲み、 その者の生年月日を記す。下欄には昭・二○・八・一五現在の 満年令 (一ケ月未満は切捨てる) を記す。

渡 航 年 月 昭二〇・八・一五まで引続き生活の本拠を持つに至つた渡航年 月 (外地の住所地に到着の年月)を記す。但外地において出生 したものは出生の年月を記す。

引揚年月日・上陸 昭二〇・八・一五以後外地より引揚げ本邦に上陸した年月日及 地 上陸地名を記す。

在 外 年 数 前期渡航年月より昭二〇・八・一五までの期間とする。昭和二 〇年八月は一ケ月として計算する。

外地における職業 収入

- 外地における職業 終戦時の職業を記す。
 - 総合年収は各人の昭和一九年の一ケ年の総額を別表1の換算表により換算し、日本円に直して記す。
- 給 付 金 受領・無請求・超所得(所得税が八八、二○○を超えたため給付金請求の資格がなかつたもの)、六月末(昭二○・八・一五までの在外地期間が六ケ月に満たなかつたため資格がなかつたもの)に該当する欄に○を記す。又請求書を提出したが不備のため却下されたものは全欄を通じ斜線を引く。合計欄には○の数字で記す。

現 住 所 〇 現住所を記す。

○ 死亡者の場合は死亡場所を記し、前に△を記す。

生活保護 ○ 昭三九・八・一現在の状況において該当事項を○で囲む。

三、在外中の世帯代表者の職業・恩給

- 職業については最終のもの又は最長期間のもののうち一つを記入する
- 期間は年月で表す。
- 恩給については該当事項を記す。

四、確認資料

- 在外事実の確認資料の有無につき該当文字を○で囲む
- 確認先については該当事項の数字を○で囲む。
- 1 給付金受領者はすでに政府において確認されているので1を○で囲む。 4 戸籍

謄本等により確認出来るものもあるので活用すること。

- 5 給付金請求の際に会社・団体等で在外事実証明が行われたのでこれに準じて取扱うこと。
- 6 人証による確認は二名とする。
- 5、6 の場合には右欄の名称(氏名)欄に一会社又は一団体の名称及び住所、人称の場合(二名を必要とする)には氏名・住所を記す。但し今次の調査にはその証明を必要としない。

C、在 外 私 有 財 産 調 査

有 体 財 産

- 不動産については別紙不動産明細書に記入添付し、本票にはその名称毎の合計価額 を記す。
- 所在地には主なものの所在地域(在外地域に準じ)を記す。
- 単位は宅地・建物については坪、そのほかは町歩で表示する。
- 記載名称以外のものは「その他」に含めて記す。

無体財産

- 無体財産は次のものをいう。生活権(含居住権)・借地権・永小作権・著作権・鉱業権・特許権・その他
- ここでは全員が生活権があるとして、これは絶対に記入すること。他の無体財産に ついては評価出来るもののみを記載する。

- 昭和二〇・八・一五財産のあつた外地の価格で評価し、これを別表1の換算表により日本円に換算の上本票に記載する。
- 生活権については世帯の総合年収を別表2の生活権評価表により評価の上記す。

接収機関名

○ 引揚時に自己の私有財産を接収されたものはその機関名を該当箇所に記す。

引揚時申告

○ 引揚時外地で事故の所有する財産の有無について該当文字を○で囲む。

証 明 資 料

○ 在外私有財産を証明する資料(接収証明、権利書等)の有無について該当文字を○ で囲む。

在邦者について

- Aの在外地域の欄では自己の主たる財産の所在地域に該当する地域の数字をAで囲む。
- Bの(一)の世帯代表者の氏名欄に氏名を記し、頭に赤○を記す。
- 現住所・職業を記す。
- (二)、(三)には記入しない。
- 本人死亡による場合は引揚者の記入に準ずる。
- Cは生活権を除いて記入する。

集計表記入要領

A項については記入不要

B項について

△⑮⑯⑰は(二)の世帯員の状況により記入 △⑲は恩給の年額を記入 △⑳は生活保護を受けているものの数 △⑳(四)の在外事実証明の確認資料の無い人のみ記入 △⑱(一)世帯代表者備考欄により本調査票提出者が在邦者である場合には1、引揚者の場合0と記入 △㉑年令は昭和二○・八・一五現在の世帯員各人の満年令(六ケ月未満は切捨、六ケ月以上は繰上げる)に該当する欄に人員数を数字で記入 △㉑在外年数昭和二○・八・一五現在の世帯員各人の在外年数(六ケ月未満は切捨、六ケ月以上は繰上げる)に該当する欄に人員数を数字で記入 △世帯代表者の年今は(二)世帯員の状況中より○年○月まで記入 △世帯代表者の在外年数についても前項と同じ △総合年収は(二)の⑤総合年収の合計即ち総合年収の世帯全部の合計を記入 △給付金については(二)給付金の合計欄の数字をそのまま記入

C項について

△⑩⑪⑫⑬は、在外私有財産の見積価格欄金額を記入 △⑱⑭⑩甸は、有無の該当するものを○で囲む

その他

△確認者-都道府県団体及代表者、 △調査者-都道府県団体内支部及代表者又は調査責任者、 △担当者-団体内業務担当者の欄とする

□参考

別表1は昭和二十年八月十五日現在の法定換算率による。

別表2は小笠原群島の旧島民等のための受領金の配分細則中の「営業関係配分金」に準じたもの。

別表1

換 算 表

在外店舗 所在地域	表示通貨単位名	本邦通貨1円 換算率 に対する金額
朝 鮮	円	1 円
台 湾	円	1 円
樺 太	円	1 円
琉 球	円	1 円
満洲関東洲	円	1 円
中 華	円 (中国連合準備銀行券)	1 円
中 華	円 (中央儲備銀行券)	5.5 円

本表に掲載なきものは当時の法定換算率による。

別表 2

生活権評価表

個 人	総 合 年	三収	生活権評価額
		500 円未満	75,000 円
500 円以上	;	800 円未満	147,000 円
800 円以上	1,	000 円未満	216,000 円
1,000 円以上		200 円未満	232,000 円
1,200 円以上	1,	400 円未満	248,000 円
1,400 円以上	1,	600 円未満	164,000 円
1,600 円以上	1,	800 円未満	280,000 円
1,800 円以上	2,	000 円未満	322,000 円
2,000 円以上	2,	500 円未満	370,000 円
2,500 円以上	3,	000 円未満	410,000 円
3,000 円以上	4,	000 円未満	440, 444 円
4,000 円以上	6,	000 円未満	530,000 円
6,000 円以上	8,	000 円未満	720,000 円
8,000 円以上	12,	000 円未満	1,030,000 円
12,000 円以上	15,	000 円未満	1,270,000 円
15,000 円以上	18,	000 円未満	1,500,000 円
18,000 円以上	21,	000 円未満	1,730,000 円
21,000 円以上			1,970,000 円

種	別	説	明
ш	(畑)	108,800町歩の反当平均	1,050 円
<u> </u>	(九四)	(果樹園 田(畑)含む	
水	田	166,800町歩の反当り平均	1,050 円
宅	地	7,000町歩の坪当平均	50 円
林	野	807,000町歩の町当平均	150 円
(素	地)	蓄積材 石当平均	20 円
家	屋	坪上 200円 中 160円 下 140円	
家	財	普通一世帯	2,000 円
開打	石 団	将来所有となる予定のものは所有として計 但し未開墾地は(参考)の山林原野なみのと評価するその他は(参考)を基準とする。	一町歩150円

5 調査票の集計

この重要な調査票について、少しでも多くの方々に存在を知っていただき、また、少しでも多くの方々に内容を理解していただくために神奈川県分の集計を試みた。私は個人として集計をするため調査票の貸出許可申請を行い、貸出許可が得られたため、データ入力を専門業者に委託し、自宅のパソコンで集計を行った。

6 集計方法等

A 集計方法

数値は、原資料の単位をそのまま使用した。百分率は、小数点以下第2位を四捨五入した。選択式の各欄に記載がない場合又は複数の回答がある場合は、「不明」として集計した。

B 用語の解説

- (A) 家族家族は、世帯代表者を含む世帯全員である。
- (B) 出身地 世帯代表者の「終戦時の本籍」欄に記載された都道府県名である。調査時点では、沖縄県は本土復帰前であったが「沖縄県」とした。北海道から沖縄までの 47 都道府県以外の地域は、「その他」として集計した。
- (C) 在外地域 「在外地域調査」欄の区分に従い集計し、「12 」は「その他」として集計した。また、「在外地域調査」欄に記載がない場合などでも「終戦時の住所」欄

から地域が分かる場合には各区分に集計した。地域が分からない場合は、「不明」として集計した。

C 利用上の注意

- (A) 平 均 「代表者」の「年齢」及び「在外年数」、「家族」の「年齢」及び「在外年数」 は、それぞれ平均の数値の小数点以下第2位を四捨五入したものである。
- (B) 構成比 構成比は、それぞれの項目ごとに小数点以下第2位を四捨五入しているため、 すべてを合計しても100%にならない場合がある。
- (C) 在外私有財産 「在外私有財産」は、「不動産」、「動産」、「無体財産」の各欄の合計を 「計」欄に記載した。また、「在外私有財産」の各欄は千円単位で集計されている。

7 集計結果概要

この調査票の神奈川県分は、3,193 枚である。即ち3,193 世帯の記録である。これらの世帯の終戦時(昭和20年8月15日現在)の世帯人員は、男が5,784人、女が5,906人、合計11,693人である(図1)。一世帯あたり人数は、3.7人である。

この調査を実施(昭和39年8月1日から9月30日まで)するまでの間に死亡した者が男915人、女697人、計1,612人で、調査時点では、男4,869人、女5,212人、計10,081人である。

また、代表者の平均年齢は 40.2 歳で家族 (代表者を含む)全体の平均年齢は 24.1 歳で ある。代表者の平均在外年数は 13.9 年、家族 の平均在外年数は 11.2 年である。

在外私有財産は、不動産 1,903,105 千円、 動産 3,366,036 千円、無体財産 4,081,083 千



図2 在外私有財産の構成比

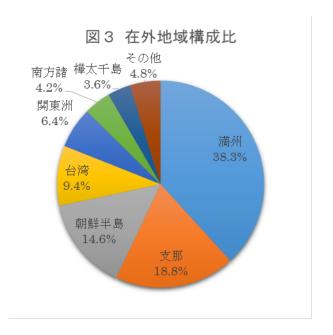


円、計9,350,228千円である(図2)。

8 在外地域別集計

これらの世帯が何処の在外地域から引き 揚げてきたのかを示すのが在外地域別集計で ある。なお、在外地域名は、調査票に記載さ れている地名をそのまま用いている。

これらの世帯を在外地域(引揚前の住所) 別に見ると満州が1,223世帯で全体の38.3% である。次いで支那が600世帯で18.8%であ



る。また、南部と北部を合わせた朝鮮半島全体では 466 世帯で 14.6%である。次いで台湾 の 299 世帯で 9.4%である。

各地域の数値は、表3のとおりである。

【表3】

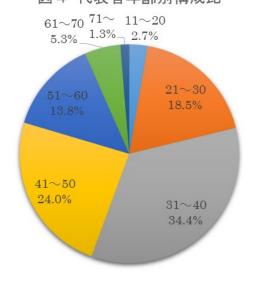
在外地域	世帯数	構成比	在外地域	世帯数	構成比
南鮮	267	8.4%	蒙 彊	38	1.2%
北 鮮	199	6.2%	支 那	600	18.8%
台 湾	299	9.4%	南洋委任統治領	88	2.8%
樺太千島	116	3.6%	南方諸地域	134	4.2%
北方領土	3	0.1%	その他	20	0.6%
関東州	203	6.4%	不 明	3	0.1%
満州	1,223	38.3%	合 計	3,193	100.0%

9 代表者年齢別集計

代表者の年齢別では、31~40歳が1,099世帯で全体の34.4%、次いで41~50歳が765世帯24.0%、21~30歳が590世帯18.5%となっている。

また、世帯当たり人数を比較すると 11 ~20 歳が 1.1 人で、21~30 歳が 2.2 人な

図4 代表者年齡別構成比



のに対し、71~歳が5.2人と、代表者の年齢が高いほど世帯当たり人数も多くなる傾向である。

家族の男女構成をみると代表者の年齢が低いほど男性の割合が多く、年齢が高いほど女性の割合が多い傾向にある。

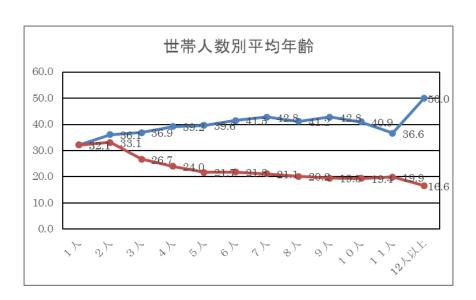
表 4

小士	Ш. Ш. Ж.	##十는 U.A		人数		世帯当た
代表者年齢	世帯数	構成比	計	男	女	り人数
11~20	87	2.7%	95	53	42	1.1
21~30	590	18.5%	1,279	673	606	2.2
31~40	1,099	34.4%	4,088	2,035	2,053	3.7
41~50	765	24.0%	3,444	1,685	1,759	4.5
51~60	442	13.8%	1,830	908	922	4.1
61~70	169	5.3%	744	332	412	4.4
71~	41	1.3%	213	98	115	5.2
合 計	3,193	100.0%	11,693	5,784	5,909	3.7

10 家族集計

世帯人数別に見ると、3人の世帯が605世帯で18.9%、1人の世帯が577世帯で18.1%、4人の世帯が533世帯で16.7%である。3人以下の世帯が全体の52.4%を占めている。 男女別では、1人世帯だけが男性の方が多いが、それ以外の2人以上の世帯では全ての世帯で女性の方が多くなっている。

代表者の平均 年齢は、40.2歳で 世帯人数別では、 1人世帯が32.1歳 で世帯人数が多く なるほど高くなる 傾向である。家族 の平均年齢は、



24.1 歳で世帯人数別では、世帯人数が多くなるほど低くなる傾向である。

表 5

## # #: 1	世帯数	構成比		人数		代表者	家族平
世帯人数	世甲剱	11年7人14	計	男	女	平均年齢	均年齢
1人	577	18.1%	577	408	169	32.1	32.1
2人	459	14.4%	918	436	482	36.1	33.1
3人	605	18.9%	1,815	885	930	36.9	26.7
4人	533	16.7%	2,132	1,041	1,091	39.2	24.0
5人	420	13.2%	2,100	1,007	1,093	39.6	21.7
6人	280	8.8%	1,680	825	855	41.5	21.8
7人	172	5.4%	1,204	594	610	42.8	21.1
8人	91	2.8%	728	339	389	41.2	20.2
9人	34	1.1%	306	143	163	42.8	19.5
10 人	11	0.3%	110	52	58	40.9	19.4
11 人	9	0.3%	99	44	55	36.6	19.9
12 人以上	2	0.1%	24	10	14	50.0	16.6
合 計	3,193	100.0%	11,693	5,784	5,909	40.2	24.1

第 1 表 代表者年齡別家族状況表

代表者年齢 世帯数		終戦時			3	死亡者			現在			
1(衣有牛腳	世市致	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
11~20	87	95	53	42	0	0	0	95	53	42		
21~30	590	1, 279	673	606	144	73	71	1, 135	600	535		
31~40	1,099	4, 088	2, 035	2, 053	480	241	239	3,608	1, 794	1,814		
41~50	765	3, 444	1,685	1, 759	444	274	170	3,000	1, 411	1,589		
51~60	442	1,830	908	922	306	200	106	1,524	708	816		
61~70	169	744	332	412	168	93	75	576	239	337		
71~	41	213	98	115	70	34	36	143	64	79		
合 計	3, 193	11,693	5, 784	5, 909	1,612	915	697	10, 081	4, 869	5, 212		

第2表 代表者年齡別家族年齡別表

代表者年齢	ш. ш. ж.	学长 割.				家族	年 齢			
八衣有牛即	世帯数	家族計	~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~
11~20	87	95	3	92	0	0	0	0	0	0
21~30	590	1, 279	308	55	908	2	1	2	2	1
31~40	1,099	4, 088	1, 757	261	490	1,540	1	6	26	7
41~50	765	3, 444	914	968	177	377	985	3	10	10
51~60	442	1,830	246	483	288	91	192	523	2	5
61~70	169	744	138	97	113	102	34	59	200	1
71~	41	213	45	21	18	45	16	13	10	45
合 計	3, 193	11, 693	3, 411	1, 977	1, 994	2, 157	1, 229	606	250	69

第3表 在外地域別総括表(1)

ナ 씨 내			終戦時	1	3	死 亡 者	ž.		現在	
在外地	世帯数	計	男	女	計	男	女	計	男	女
南 鮮	267	1, 162	535	627	148	89	59	1,014	446	568
北鮮	199	831	393	438	134	80	54	697	313	384
台 湾	299	1, 288	629	659	138	84	54	1, 150	545	605
樺太千島	116	551	274	277	78	48	30	473	226	247
北方領土	3	23	15	8	4	2	2	19	13	6
関東洲	203	861	444	417	118	76	42	743	368	375
満洲	1, 223	4, 401	2, 144	2, 257	719	373	346	3, 682	1,771	1, 911
蒙 彊	38	109	54	55	11	5	6	98	49	49
支 那	600	1,877	957	920	206	117	89	1,671	840	831
南洋委任 統治領	88	255	126	129	23	15	8	232	111	121
南方諸地域	134	269	177	92	25	18	7	244	159	85
その他	20	60	33	27	8	8	0	52	25	27
不明	3	6	3	3	0	0	0	6	3	3
合 計	3, 193	11, 693	5, 784	5, 909	1,612	915	697	10, 081	4, 869	5, 212

第3表 在外地域別総括表(2)

/- ₩ ₩	代表	長者	家	族		在外私	有財産	
在外地	年齢	在外年数	年齢	在外年数	計	不動産	動産	無体財産
南 鮮	46.4	21.2	26.0	15. 5	987, 737	409, 872	173, 455	404, 410
北鮮	43.0	17.4	24. 3	13. 4	276, 024	18, 186	46, 355	211, 483
台 湾	43.9	21.9	25. 4	16. 7	466, 060	49, 266	74, 042	342, 751
樺太千島	44.8	19.6	24.8	15.0	164, 789	11, 902	15, 264	137, 624
北方領土	55.0	26.6	27.0	17. 3	11, 940	2, 983	3, 787	5, 170
関東洲	42.7	18. 2	24. 5	13.6	451, 862	19, 897	119, 526	312, 439
満洲	37.6	10.8	22.6	8. 5	2, 340, 581	174, 596	907, 258	1, 258, 727
蒙 彊	32.8	8.5	21.6	7. 3	83, 270	5, 226	28, 616	49, 428
支 那	38.9	10.2	24. 2	8. 2	4, 050, 544	1, 156, 607	1, 822, 667	1, 071, 270
南洋委任 統治領	37. 4	12.9	24. 5	10.4	169, 108	43, 396	15, 800	109, 912
南方諸地域	38. 9	10.1	28.4	10. 5	290, 324	9, 379	136, 182	144, 763
その他	43.7	21.7	28.3	16. 5	51, 748	1, 301	20, 382	30, 065
不明	44. 3	8.6	34.0	7. 3	6, 250	500	2, 705	3, 045
合 計	40. 1	13. 9	24. 1	11. 2	9, 350, 237	1, 903, 111	3, 366, 040	4, 081, 086

第4表 出身地別総括表(1)

			終戦時	<u> </u>	7	死 亡 者	<u>Y.</u>			
出身地	世帯数	計	男	女	計	男	女	計	現 在 男	女
 北海道	65	248	116	132	35	18	17	213	98	115
青森県	19	70	36	34	12	10	2	58	26	32
岩手県	38	136	65	71	19	14	5	117	51	66
宮城県	73	313	156	157	52	26	26	261	130	131
秋田県	45	179	89	90	40	18	22	139	71	68
山形県	85	309	150	159	39	22	17	270	128	142
福島県	118	439	216	223	63	34	29	376	182	194
茨城県	65	206	111	95	28	13	15	178	98	80
栃木県	60	204	110	94	24	15	9	180	95	85
群馬県	45	162	78	84	14	8	6	148	70	78
埼玉県	35	110	50	60	7	6	1	103	44	59
千葉県	59	201	103	98	32	15	17	169	88	81
東京都	308	1, 086	548	538	148	91	57	938	457	481
神奈川県	779	2,819	1, 423	1, 396	365	202	163	2, 454	1, 221	1, 233
新潟県	124	495	234	261	66	31	35	429	203	226
富山県	19	74	35	39	15	5	10	59	30	29
石川県	28	119	58	61	15	10	5	104	48	56
福井県	29	108	55	53	17	11	6	91	44	47
山梨県	45	150	73	77	23	16	7	127	57	70
長野県	86	336	159	177	63	27	36	273	132	141
岐阜県	15	53	27	26	10	6	4	43	21	22
静岡県	131	454	229	225	66	39	27	388	190	198
愛知県	37	142	71	71	24	17	7	118	54	64
三重県	22	74	35	39	13	8	5	61	27	34
<u>一里牙</u> 滋賀県	16	53	25	28	6	4	2	47	21	26
京都府	15	50	24	26	10	6	4	40	18	22
大阪府	26	109	53	56	15	8	7	94	45	49
兵庫県	43	140	65	75	15	7	8	125	58	67
奈良県	6	20	9	11	13	0	1	19	9	10
和歌山県	15	50	30	20	7	4	3	43	26	17
鳥取県	11	44	23	21	6	6	0	38	17	21
島根県	13	49	23	26	5	2	3	44	21	23
岡山県	31	126	60	66	15	12	3	111	48	63
広島県	46	150	79	71	23	14	9	127	65	62
山口県	39	162	70	92	21	8	13	141	62	79
徳島県	16	74	32	42	10	7	3	64	25	39
香川県	9	26	13	13	3	2	1	23	11	12
愛媛県	27	90	45	45	11	10	1	79	35	44
高知県	16	48	20	28	4	2	2	44	18	26
福岡県	67	240	116	124	32	18	14	208	98	110
佐賀県	46	180	95	85	25	15	10	155	80	75
長崎県	69	246	107	139	37	18	19	209	89	120
熊本県	55	239	119	120	31	17	14	208	102	106
大分県	40	153	79	74	26	18	8	127	61	66
宮崎県	13	46	21	25	5	3	2	41	18	23
鹿児島県	82	330	159	171	29	16	13	301	143	158
沖縄県	49	119	65	54	15	11	4	104	54	50
その他	113	462	225	237	70	45	25	392	180	212
合 計						915	697			
口可	3, 193	11, 693	5, 784	5, 909	1,612	919	097	10, 081	4, 869	5, 212

第4表 出身地別総括表(2)

山中市	代表	長者	家	族	在外私有財産				
出身地	年齢	在外年数	年齢	在外年数	計	不動産	動 産	無体財産	
北海道	38.6	11.5	23.0	9. 1	88, 625	4, 998	20,862	62, 765	
青森県	41.3	15. 2	24. 3	13.6	277, 740	215, 735	18, 767	43, 237	
岩手県	42.8	15. 4	27. 1	11.9	50, 418	597	5, 863	43, 958	
宮城県	40.0	15. 7	24.0	13. 3	170, 213	20, 762	66, 934	82, 517	
秋田県	39. 1	13. 5	23. 2	11.0	51, 635	4, 043	6, 104	41, 488	
山形県	38. 5	11.0	22.9	9.0	103, 597	7,068	20, 099	76, 431	
福島県	38. 5	12.8	23.3	11.0	717, 670	351, 871	219, 694	146, 106	
茨城県	37. 2	12.7	23. 1	9.8	146, 071	2, 417	71, 988	71,666	
栃木県	37.4	11.5	23.2	9.9	383, 976	71, 215	251, 021	61, 740	
群馬県	37.1	12.0	22.6	9.7	143, 829	68, 299	36, 239	39, 291	
埼玉県	37.3	9.6	23.6	7.8	60, 518	1, 791	13,870	44, 857	
千葉県	36.5	11.8	22.4	10.2	280, 471	46, 309	95, 111	139, 051	
東京都	40.7	12.0	24.5	9.9	698, 308	63, 676	257, 724	376, 907	
神奈川県	40.0	11.6	23.7	9.7	2, 758, 388	550, 813	1, 196, 960	1,010,615	
新潟県	39.4	13.5	22.4	10.7	373, 188	8, 159	143, 874	221, 155	
富山県	39.9	19.3	23.4	12.2	37, 198	1, 339	3, 948	31, 911	
石川県	44.6	19. 1	25.9	14.5	280, 064	100, 909	151, 245	27, 910	
福井県	43.9	21.6	27.9	16.9	59, 167	3,657	19, 703	35, 807	
山梨県	39.6	12.1	24.0	8.9	89, 851	4, 315	27, 391	58, 144	
長野県	39. 3	12.0	22.9	9.3	127, 354	5, 311	37, 053	84, 991	
岐阜県	44.2	14.4	29.3	12.9	27, 171	2, 086	3, 578	21, 507	
静岡県	38. 5	14. 1	23.6	10.7	381, 627	15, 127	149, 106	217, 393	
愛知県	41.3	21.5	23.3	13.8	157, 869	41, 393	65, 978	50, 498	
三重県	38.0	14.0	22. 1	10.5	50,667	2,813	16, 005	31, 849	
滋賀県	42.5	20.5	27.7	14. 2	30, 668	816	10, 485	19, 367	
京都府	45.0	18. 1	29.4	15.4	23, 558	1,858	3, 849	17, 851	
大阪府	44.0	19. 2	25. 7	13.6	97, 547	4, 372	54, 353	38, 822	
兵庫県	42.6	21.0	26.8	14.5	104, 532	7,681	18, 098	78, 753	
奈良県	39. 3	13. 1	22.4	7. 9	7, 719	196	843	6, 680	
和歌山県	43.9	13. 7	29. 5	14.8	24, 015	780	965	22, 270	
鳥取県	42.9	11.0	24. 2	10.0	12,007	54	1, 985	9, 968	
島根県	36. 7	11. 7	21. 1	9.0	17, 254	146	2, 419	14, 689	
岡山県	43.0	17. 9	24. 9	14.1	55, 151	3,004	19, 344	32, 804	
広島県	41.3	16. 2	25. 5	12.4	58, 717	1, 522	9,851	47, 344	
山口県	45.3	18.8	25. 5	14. 1	65, 668	1, 333	20, 663	43, 671	
徳島県	44. 5	19. 4	24. 1	14. 3	23, 895	1, 319	1, 989	20, 586	
香川県	35. 4	13. 1	25. 9	11.6	11,821	0	2, 137	9, 684	
愛媛県	43. 2	18. 1	27. 4	14.6	46, 856	2, 062	10, 269	34, 525	
高知県	35. 7	17. 0	23. 7	13.8	40, 626	1,646	8, 704	30, 276	
福岡県	40. 5	15. 5	24. 4	11.8	111, 783	9, 947	21, 492	80, 344	
佐賀県	41. 0	16.5	24. 8	14. 1	294, 279	124, 950	124, 251	45, 078	
長崎県	42. 4	17. 2	26. 2	13.4	137, 548	3, 511	51, 397	82, 640	
熊本県	43. 0	19. 4	24. 2	15. 2	205, 220	98, 877	21, 487	84, 856	
大分県	42. 9	17. 7	26. 3	14. 9	56, 790	3, 231	7, 532	46, 027	
宮崎県	42. 3	16. 4	24. 7	14. 4	50, 161	477	17, 340	32, 344	
鹿児島県	41. 0	16. 2	22. 6	12.0	122, 446	14, 915	28, 265	79, 266	
沖縄県	34. 7	12. 9	23. 7	10.2	51, 302	8, 309	2, 520	40, 473	
その他	42. 2	18. 2	24. 5	14. 7	185, 059	17, 399	26, 686	140, 974	
合 計	40.1	13. 9	24. 1	11. 2	9, 350, 237	1, 903, 111	3, 366, 040	4, 081, 086	

第5表 出身地別年齡別表(1)

U .	代表者年齢								
出身地	計	~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~
北海道	65	0	3	12	20	21	8	1	0
青森県	19	0	0	5	5	5	3	1	0
岩手県	38	0	1	5	12	10	7	3	0
宮城県	73	0	4	16	25	9	14	5	0
秋田県	45	0	0	8	18	12	6	0	1
山形県	85	0	3	19	30	20	9	3	1
福島県	118	0	4	27	47	21	11	5	3
茨城県	65	0	4	14	27	11	7	1	1
栃木県	60	0	3	14	20	17	5	0	1
群馬県	45	0	3	11	16	12	2	0	1
埼玉県	35	0	1	7	18	6	2	1	0
千葉県	59	0	1	17	22	12	4	3	0
東京都	308	0	11	42	105	90	43	14	3
神奈川県	779	0	12	135	300	181	109	36	6
新潟県	124	0	2	26	46	25	17	8	0
富山県	19	0	0	3	9	3	3	1	0
石川県	28	0	1	3	7	8	2	6	1
福井県	29	0	0	4	7	9	6	3	0
山梨県	45	0	1	9	17	9	5	2	2
長野県	86	0	1	18	31	23	8	2	3
岐阜県	15	0	1	1	3	7	0	2	1
静岡県	131	0	3	30	46	28	20	4	0
愛知県	37	0	2	2	13	11	9	0	0
三重県	22	0	1	5	7	4	3	2	0
滋賀県	16	0	0	2	7	2	4	1	0
京都府	15	0	0	1	4	5	2	3	0
大阪府	26	0	0	4	6	8	6	1	1
兵庫県	43	0	1	7	16	6	4	7	2
奈良県	6	0	0	0	4	1	1	0	0
和歌山県	15	0	1	2	3	4	1	3	1
鳥取県	11	0	0	0	5	4	2	0	0
島根県	13	0	2	1	6	3	0	1	0
岡山県	31	0	0	4	9	9	7	2	0
広島県	46	0	1	10	15	8	8	2	2
山口県	39	0	1	4	8	10	11	5	0
徳島県	16	0	0	1	4	8	1	2	0
香川県	9	0	1	2	3	2	1	0	0
愛媛県	27	0	0	5	7	5	7	3	0
高知県	16	0	0	7	4	4	0	1	0
福岡県	67	0	4	14	20	12	11	5	1
佐賀県	46	0	1	10	12	12	7	4	0
長崎県	69	0	2	12	19	16	13	4	3
熊本県	55	0	1	9	13	18	8	5	1
大分県	40	0	3	5	9	12	5	5	1
宮崎県	13	0	0	1	4	6	2	0	0
鹿児島県	82	0	2	13	28	20	14	3	2
沖縄県	49	0	1	22	13	8	3	2	0
その他	113	0	4	21	29	28	21	7	3
合 計	3, 193	0	87	590	1,099	765	442	169	41

第5表 出身地別年齡別表(2)

U + 1.1				 家	族年	齢			
出身地	計	~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~
北海道	248	71	56	37	40	30	10	3	1
青森県	70	17	17	12	10	7	6	1	0
岩手県	136	24	32	26	21	18	12	3	0
宮城県	313	78	75	57	47	27	19	8	2
秋田県	179	53	31	35	31	18	7	2	2
山形県	309	97	51	57	53	30	14	4	3
福島県	439	132	75	85	81	36	17	9	4
茨城県	206	62	28	46	40	20	8	1	1
栃木県	204	54	43	37	37	24	7	1	1
群馬県	162	52	24	33	30	19	2	0	2
埼玉県	110	34	13	20	28	11	3	1	0
千葉県	201	69	25	40	38	18	7	4	0
東京都	1,086	320	181	158	203	136	58	23	7
神奈川県	2,819	874	410	450	597	294	136	47	11
新潟県	495	159	81	96	81	42	24	11	1
富山県	74	25	13	10	13	6	5	1	1
石川県	119	29	23	19	19	16	5	7	1
福井県	108	21	22	20	15	15	8	6	1
山梨県	150	53	11	22	42	11	5	4	2
長野県	336	100	64	53	70	31	9	4	5
岐阜県	53	13	9	4	8	12	2	4	1
静岡県	454	140	62	80	94	46	27	5	0
愛知県	142	43	29	18	27	15	10	0	0
三重県	74	26	10	13	12	6	5	2	0
滋賀県	53	12	6	12	13	2	5	3	0
京都府	50	11	6	9	10	5	4	5	0
大阪府	109	31	20	12	19	13	8	4	2
兵庫県	140	41	14	23	30	9	13	8	2
奈良県	20	6	3	3	5	2	1	0	0
和歌山県	50	9	11	7	8	8	2	4	1
鳥取県	44	10	12	4	9	7	2	0	0
島根県	49	20	6	6	9	5	0	3	0
岡山県	126	34	24	23	16	16	9	3	1
広島県	150	40	20	29	33	13	10	3	2
山口県	162	45	32	23	24	17	14	6	1
徳島県	74	20	20	5	13	11	3	2	0
香川県	26	3	7	6	5	4	1	0	0
愛媛県	90	23	14	16	10	13	10	4	0
高知県	48	10	10	15	7	4	1	1	0
福岡県	240	64	46	45	45	18	15	6	1
佐賀県	180	43	41	33	28	19	8	8	0
長崎県	246	59	40	48	45	27	15	9	3
熊本県	239	64	50	45	32	30	10	6	2
大分県	153	39	28	28	20	20	11	5	2
宮崎県	46	13	8	7	7	7	4	0	0
鹿児島県	330	111	61	46	54	32	21	3	2
沖縄県	119	34	11	38	18	12	4	2	0
その他	462	123	102	83	60	47	29	14	4
合 計	11,693	3, 411	1,977	1,994	2, 157	1, 229	606	250	69

第6表 出身地別在外地域別世帯数(1)

出身地	計	南鮮	北鮮	台湾	樺太千島	北方領土	関東洲
北海道	65	114 1141	3	14	147/(144	1	30
青森県	19	1	1	2		3	8
岩手県	38	2	5	1		2	17
宮城県	73	8	4	1		7	32
秋田県	45	2	3	8		1	23
山形県	85	7	6	3		2	47
福島県	118	7	11	5		9	55
茨城県	65	1	7	1		3	29
栃木県	60	2	1	1		Ü	33
群馬県	45		2	1		3	23
埼玉県	35	5	1	1		1	13
千葉県	59	4	3			5	22
東京都	308	23	15	2		24	110
神奈川県	779	55	35	8		47	315
新潟県	124	10	7	2		7	45
富山県	19	1	2	1		2	6
石川県	28	5	2	2		3	8
福井県	29	4	7	_		1	4
山梨県	45	2	6	1		1	23
長野県	86	4	7	1		6	40
岐阜県	15	1		_		3	7
静岡県	131	14	7	1	1	9	49
愛知県	37	3	1			1	15
三重県	22	3	1				12
滋賀県	16	2	2			2	5
京都府	15	1	1			2	2
大阪府	26	4	2			3	5
兵庫県	43	6	3		1	1	12
奈良県	6	4					
和歌山県	15	1				2	6
鳥取県	11		1			3	4
島根県	13	1	1			3	4
岡山県	31	6	3		1	2	14
広島県	46	5	1			4	23
山口県	39	12	4			3	13
徳島県	16	4	2			2	5
香川県	9	2				1	3
愛媛県	27	7	1			3	6
高知県	16	4					6
福岡県	67	6	3			8	32
佐賀県	46	8	5			4	10
長崎県	69	9	7	1		9	15
熊本県	55	5	6			2	20
大分県	40	5	5	1		2	17
宮崎県	13	1		1			3
鹿児島県	82	4	7			4	25
沖縄県	49		1			1	3
その他	113	6	7	59		1	24
合 計	3, 193	267	199	116	3	203	1, 223

第6表 出身地別在外地域別世帯数(2)

	H >1 *0 ///	127170-90	,, <u> </u>				
出身地	満洲	蒙 彊	支 那	南洋委任 統治領	南方諸地域	その他	不 明
北海道	1	11	3	1		1	
青森県		3				1	
岩手県	1	7	1			2	
宮城県	1	10		1		10	
秋田県	1	3				4	
山形県	1	8	3	1		7	
福島県		16	5	4		6	
茨城県	1	11				9	3
栃木県	1	11	1	3		7	
群馬県		10	2	2		2	
埼玉県	1	9		1		4	
千葉県	4	8	2	2		7	2
東京都	3	68	18	21		24	
神奈川県	10	194	15	40	1	54	5
新潟県	2	24	3	3		21	
富山県		4				3	
石川県		3				5	
福井県	2	3		1	1	6	
山梨県		8		3	1		
長野県	1	19	3	1		3	1
岐阜県		3				1	
静岡県		28	4	5		9	4
愛知県	1	9		1		6	
三重県		1	4	1			
滋賀県		3				2	
京都府		4	1	3		1	
大阪府		10	1			1	
兵庫県	1	10	1			8	
奈良県		2					
和歌山県		2		1		3	
鳥取県		1		1			1
島根県		3	1				
岡山県	2			2		1	
広島県	1	5				7	
山口県		3				4	
徳島県						3	
香川県		2				1	
愛媛県		4	1	2		3	
高知県		2	2	1		1	
福岡県		15				3	
佐賀県		11				8	
長崎県		18		3		6	1
熊本県		6		1		14	1
大分県		4	1			5	
宮崎県	1	2		1		4	
鹿児島県	1	12		2		26	1
沖縄県			14	23		6	1
その他	1	10	2	3			
合 計	38	600	88	134	3	299	20

第7表 在外地別年齡別表(1)

/. /al Lila				代表	長 者 年	三 齢			
在外地	計	~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~
南鮮	267	0	2	17	73	74	70	25	6
北鮮	199	0	6	30	47	62	32	16	6
台湾	299	0	5	35	80	84	62	27	6
樺太千島	116	0	4	10	26	40	20	13	3
北方領土	3	0	0	0	0	2	0	0	1
関東洲	203	0	4	23	64	61	27	21	3
満洲	1, 223	0	47	295	465	246	118	42	10
蒙 彊	38	0	1	16	17	3	1	0	0
支 那	600	0	10	110	250	138	68	20	4
南洋委任 統治領	88	0	4	20	27	22	12	3	0
南方諸地域	134	0	4	31	44	28	23	2	2
その他	20	0	0	3	5	4	8	0	0
不 明	3	0	0	0	1	1	1	0	0
合 計	3, 193	0	87	590	1,099	765	442	169	41

第7表 在外地別年齡別表(2)

/ 씨 내				家	族年	齢			
在外地	計	~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~
南 鮮	1, 162	308	250	133	182	137	102	37	13
北鮮	831	245	176	109	118	104	45	27	7
台 湾	1, 288	321	291	187	195	156	89	35	14
樺太千島	551	140	143	78	61	72	31	21	5
北方領土	23	6	5	3	2	3	2	1	1
関東洲	861	253	157	119	153	92	46	36	5
満洲	4, 401	1, 417	634	862	868	392	152	61	15
蒙 彊	109	29	13	37	25	3	2	0	0
支 那	1,877	560	221	342	440	195	86	27	6
南洋委任 統治領	255	68	41	54	41	30	17	3	1
南方諸地域	269	52	32	60	63	33	25	2	2
その他	60	11	14	9	7	11	8	0	0
不明	6	1	0	1	2	1	1	0	0
合 計	11, 693	3, 411	1,977	1,994	2, 157	1, 229	606	250	69

第8表 在外地域別在外年数別表 (1)

/. /al 1.14			ト 年 数	ζ					
在外地	計	~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~
南鮮	267	63	66	70	62	6	0	0	0
北鮮	199	75	50	45	25	3	1	0	0
台湾	299	57	87	82	58	15	0	0	0
樺太千島	116	22	41	36	15	2	0	0	0
北方領土	3	0	0	2	1	0	0	0	0
関東洲	203	66	61	41	29	5	0	1	0
満洲	1, 223	740	336	102	40	5	0	0	0
蒙 彊	38	29	8	0	1	0	0	0	0
支 那	600	429	100	44	26	0	0	0	1
南洋委任 統治領	88	36	40	11	1	0	0	0	0
南方諸地域	134	86	26	17	4	1	0	0	0
その他	20	4	5	6	4	1	0	0	0
不 明	3	2	1	0	0	0	0	0	0
合 計	3, 193	1,609	821	456	266	38	1	1	1

第8表 在外地域別在外年数別表 (2)

/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /				家族	在 外	年 数			
在外地	計	~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~
南 鮮	1, 162	486	335	182	141	17	1	0	0
北鮮	831	408	246	104	60	11	1	0	1
台 湾	1, 288	454	418	234	143	36	3	0	0
樺太千島	551	207	195	107	39	2	1	0	0
北方領土	23	6	7	7	3	0	0	0	0
関東洲	861	416	241	136	59	8	0	1	0
満洲	4, 401	3, 179	884	231	96	10	0	1	0
蒙 彊	109	85	20	1	3	0	0	0	0
支 那	1,877	1, 483	244	99	47	3	0	0	1
南洋委任 統治領	255	145	87	19	4	0	0	0	0
南方諸地域	269	169	62	29	6	2	1	0	0
その他	60	21	21	11	6	1	0	0	0
不 明	6	5	1	0	0	0	0	0	0
合 計	11, 693	7, 064	2, 761	1, 160	607	90	7	2	2

第9表 世帯人数別総括表(1)

			終戦時		3	死 亡 者	ž.	現在			
世帯人数	世帯数	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
1人	577	577	408	169	13	10	3	564	398	166	
2 人	459	918	436	482	114	70	44	804	366	438	
3 人	605	1,815	885	930	277	160	117	1,538	725	813	
4 人	533	2, 132	1,041	1,091	307	179	128	1,825	862	963	
5 人	420	2, 100	1,007	1,093	326	174	152	1,774	833	941	
6人	280	1,680	825	855	224	124	100	1, 456	701	755	
7 人	172	1, 204	594	610	164	95	69	1,040	499	541	
8人	91	728	339	389	108	54	54	620	285	335	
9人	34	306	143	163	46	27	19	260	116	144	
10人	11	110	52	58	17	11	6	93	41	52	
11人	9	99	44	55	15	10	5	84	34	50	
12人以上	2	24	10	14	1	1	0	23	9	14	
合 計	3, 193	11, 693	5, 784	5, 909	1,612	915	697	10, 081	4, 869	5, 212	

第9表 世帯人数別総括表(2)

世帯人数	代表者		家族		在外私有財産				
	年齢	在外年数	年齢	在外年数	計	不動産	動産	無体財産	
1人	32. 1	9.2	32. 1	9. 2	850, 651	148, 647	252, 567	449, 437	
2 人	37. 7	12.8	33. 1	12.0	1, 013, 122	253, 793	274, 174	485, 155	
3 人	39. 6	13. 1	26. 7	10.4	1, 613, 785	207, 943	623, 869	781, 973	
4 人	42.0	15. 4	24.0	11.0	1, 916, 159	200, 673	1, 074, 943	640, 543	
5 人	43. 1	15.0	21.7	10. 5	1, 575, 460	429, 034	559, 692	586, 734	
6 人	45.6	16. 9	21.8	11.8	1, 362, 910	542, 191	213, 610	607, 109	
7人	46. 5	19.0	21.1	12. 5	685, 878	103, 184	308, 355	274, 339	
8人	48. 1	18. 2	20. 2	12. 5	214, 693	12,040	38, 322	164, 331	
9人	49.7	21.2	19.5	12.8	72, 109	3, 166	13, 663	55, 281	
10人	50. 2	17.0	19. 4	10. 2	18, 378	190	3, 257	14, 932	
11人	47. 4	18. 1	19.9	12. 3	19, 665	409	2, 709	16, 547	
12人以上	50.0	17.5	16.6	7. 7	7, 427	1,842	880	4, 705	
合 計	40. 1	13.9	24. 1	11. 2	9, 350, 237	1, 903, 111	3, 366, 040	4, 081, 086	

第10表 世帯人数別在外地域別世帯数 (1)

世帯人数	計	南鮮	北鮮	台湾	樺太千島	北方領土	関東洲
1人	577	20	25	34	11		15
2 人	459	39	22	30	7		28
3 人	605	45	31	51	22		34
4 人	533	42	40	50	16		38
5人	420	41	28	42	20	1	32
6人	280	39	24	41	10		30
7 人	172	23	15	30	12		15
8人	91	9	8	15	12	1	8
9人	34	4	5	5	5		3
10人	11	3		1		1	
1 1 人	9	1	1		1		
12人以上	2	1					
合 計	3, 193	267	199	299	116	3	203

第10表 世帯人数別在外地域別世帯数 (2)

世帯人数	満洲	蒙 彊	支 那	南洋委任 統治領	南方諸地域	その他	不明
1人	192	9	145	27	91	7	1
2 人	207	7	88	14	12	4	1
3 人	245	12	139	16	7	2	1
4 人	222	4	97	16	5	3	
5 人	163	4	69	10	8	2	
6人	90	1	37		8		
7人	54		19	2	2		
8人	29	1	4	3		1	
9人	10		1			1	
10人	5		1				
11人	5				1		
12人以上	1						
合 計	1, 223	38	600	88	134	20	3

参考

1 大蔵省令第88号

◎大蔵省令第八十八号

外国為替管理法第一条及び昭和二十年勅令第五百七十八号金、銀若ハ白金ノ地金又ハ合金ノ輸 入ノ制限又ハ禁止等ニ関スル県第一条ノ規定ニ依リ金、銀、有価証券当ノ輸出入等ニ関スル金 融取引ノ取締ニ関シ左ノ通定ム

昭和二十年十月十五日

大蔵大臣子爵 澁澤 敬三

(略)

第四条 本令ニ於テ在外財産トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 外国ニ在ルー切ノ財産
- ニ 外国居住者ノ負担トナル一切ノ債権、請求権、銀行預金、其ノ他ノ預金及信用取引
- 三 外国ニ在ル事業、営業又ハ此等ノモノニ対スル出資
- 四 一切ノ外国居住者ニ依リ発行セラレ又ハ其ノ者ノ債権トナルベキー切ノ有価証券、小切手、諸手形、受領証、保険証券其ノ他所有権又ハ債権ヲ証スル証書
- 五 一切ノ外国ノ著作権、特許権、商標権及此等ノモノニ関スル一切ノ契約書又ハ許可書
- 六 日本銀行券、貨幣(金貨ヲ除ク)、政府ノ発行スル少額紙幣、臨時補助通貨及B号円表 示補助通貨以外ノ一切ノ通貨
- 七 其ノ他前各号二準ズルモノ

(略)

2 大蔵省令第95号

◎大蔵省令第九十五号

外国為替管理法ニ基キ連合国最高司令官ノ要求ニ係ル事項ヲ実施スル為在外財産等ノ報告ニ 関シ左ノ通定ム

昭和二十年十一月八日

大蔵大臣子爵澁澤 敬三

- 第一条 本令ニ於テ外国為替資産トハ本邦若ハ外国ノ金貨若ハ銀貨(日本政府発行ノ額面五十 銭以下ノ銀貨幣ヲ除ク)、金、銀若ハ白金ノ地金若ハ合金又ハ在外財産ヲ謂フ
- 第二条 本令ニ於テ在外財産トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ
 - 一 外国ニ在ルー切ノ財産
 - 二 外国居住者ノ負担トナル一切ノ債権、請求権、銀行預金其ノ他ノ預金又ハ信用取引
 - 三 外国ニ在ル事業、営業又ハ此等ノモノニ対スル出資
 - 四 一切ノ外国居住者ニ依リ発行セラレ又ハ其ノ者ノ債務トナルベキー切ノ有価証券、小切手、諸手形、受領証、保険証券其ノ他所有権又ハ債務ヲ証スル証書
 - 五 一切ノ外国ノ著作権、特許権、商標権及此等ノモノニ関スル一切ノ契約書又ハ許可書
 - 六 日本銀行券、貨幣(金貨ヲ除ク)、政府ノ発行スル少額紙幣、臨時補助通貨及B号円表 示補助通貨以外ノ一切ノ通貨
 - 七 其ノ他前各号ニ準ズルモノ
- 第三条 本令ニ於テ所有権証書トハ証券、土地権利証、抵当証券、銀行預金通帳若ハ証書、受

領証、小切手、送金手形、約束手形、為替手形、債務証書、著作権、商標権、特許権又ハ此 等ニ準ズルモノヲ謂フ

- 第四条 外国為替資産又ハ之ニ関スル所有権証書ヲ所有シ、支配シ又ハ保管スル者ハ本令附属 報告書式ニ拠リ報告書ヲ作成シ左ノ各号期日迄ニ大蔵大臣ニ提出スベシ
 - 一 外国為替資産又ハ之ニ関スル所有権証書ノ全部又ハ一部ヲ直接又ハ間接ニ所有シ又ハ 支配スル銀行、信託会社、保険会社、有価証券業者又ハ其ノ他ノ金融機関ニ在リテハ本 令施行ノ日ョリ三十日以内
 - 二 外国為替資産又ハ之ニ関スル所有権証書ノ全部又ハ一部ヲ直接又ハ間接ニ所有シ又ハ 支配スル組合、法人、協会又ハ事業団体ニ在リテハ本令施行ノ日ヨリ四十日以内
 - 三 外国為替資産又ハ之ニ関スル所有権証書ノ全部又ハ一部ヲ直接又ハ間接ニ所有シ又ハ 支配スル者ニシテ前ニ号ニ該当セザルモノニ在リテハ本令施行ノ日ヨリ五十日以内
 - 四 外国為替資産又ハ之ニ関スル所有権証書ヲ占有シ又ハ保管スル者ニ在リテハ前各号ニ 依リ報告セラレザル外国為替資産又ハ之ニ関スル所有権証書ニ付本令施行ノ日ヨリ六十 日以内
- 第五条 本令施行後本邦ニ居住スルニ至リタル者ニシテ外国為替資産又ハ之ニ関スル所有権 証書ノ全部又ハ一部ヲ直接又ハ間接ニ所有シ、支配シ又ハ保管スルモノハ居住ノ日ヨリ起算 シ三十日以内ニ本令附属報告書式ニ拠リ報告書ヲ作成シ大蔵大臣ニ提出スベシ但シ前条各 号ニ依リ報告シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第六条 大蔵大臣ハ必要アリト認ムルトキハ本令ニ定ムル報告ヲ免除シ又ハ記載方ノ一部ヲ 省略セシムルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

3 社団法人神奈川県更生同盟について

社団法人神奈川県更生同盟は、引揚者の更生推進の為、昭和22年12月11日に神奈川県 知知事の許可により設立され神奈川県庁内に本部を置く法人である。同法人の定款が神 奈川県立公文書館に残されていたので、内容を記載する。

社団法人神奈川県更生同盟定款

第一章 名称及び事務所

第一条 本同盟は社団法人神奈川県更生同盟と称える

第二条 本同盟は本部を神奈川県横浜市に置く

理事会の議決を経て県下必要の地に支部を置く事が出来る

第二章 目的及び事業

第三条 本同盟は引揚者の正常なる国民生活への復帰の為めの各種の障害不利益を除去して 均等なる機会の下に海外引揚者其他戦争犠牲者等相互の生活の再建と経済更生を図り、積極 的に産業の復興に参加し以て我国国民経済の再建に寄与するを目的とする

第四条 本同盟は前条の目的達成のため左の事業を行ふ

- 一、引揚者相互の連絡提携
- 二、関係当局に対する陳情、交渉其の他の折衝

- 三、引揚者の権利擁護に関する運動
- 四、引揚者の更生並に援護に必要なる事業の企画及実施
- 五、引揚者の企業相談
- 六、其の他本同盟の目的を達成するに必要な事業

第三章 会 員

- 第五条 本同盟の会員は今次戦争の終結により海外各地より神奈川県に引揚げたる者にして 本同盟の目的に賛同し且つ本同盟の事業に協力する団体及び個人とする
- 第六条 会員は一定の会費を納めるものとする、一旦収めた会費は何等の理由があつても返還 しない
- 第七条 会員は左の事由に依つて脱退する
 - 一、殆死 亡
 - 二、解散
 - 三、除 名

会員は前項の外理事会の承認を経て脱退する事が出来る

第八条 会員が本同盟の目的に反する行為があつたとき又は本同盟に損害を及ぼす行為があった時は理事会の議決を経て除名することが出来る

第四章 役員及び顧問

- 第九条 本同盟に左の役員を置く
 - 一、理事長 一名
 - 二、副理事長 一名
 - 三、理事 若干名(内三名を常務理事とする)
 - 四、監事 二名(内一名を常任とする事が出来る)
 - 五、評議員 若干名
- 第十条 理事長、副理事長、常務理事は理事中より之を互選する

理事長は本同盟を代表し会務を統轄する

副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときは其の職務を代理する

第十一条 理事及監事は評議員中より之れを互選する

理事は理事会を組織し且つ理事長の指名にとつて会務を分掌する

常務理事は常務を掌る

監事は本同盟の業務及会計を監査する

- 第十二条 評議員は会員中より会員総会に於て選任する
- 第十三条 理事長、副理事長理事及評議員の任期は二年とし監事の任期は一年とする、但し重 任を妨げない補欠役員の任期は前任者の残存期間とする、役員の任期満了の場合には其の後 任者の就任する迄前任者が其の職務を行ふ
- 第十四条 本同盟に顧問を置く事が出来る

顧問は理事会の推薦により理事長が之を委嘱する顧問は本同盟の事業の運営に関し意見を述べ且つ理事長の諮問に応ずる

第五章 会 議

第十五条 会議を分つて総会評議員会及び理事会とする

会議は理事長が招集し其の議長となる

総会は毎年一回評議員会は毎月一回之を開くなほ必要がある場合は臨時に招集する事が出来る、理事会は理事長が必要と認めた時は随時之を招集する

- 第十六条 総会に附議する事項は左の通りである
 - 一、評議員の選出

- 二、定款の変更
- 三、合併、解散
- 四、事業報告
- 五、其の他必要な事項
- 第十七条 評議員会に附議する事項は左の通りである
 - 一、理事、監事の選出
 - 二、総会に附議する事項
 - 三、予算及び決算の承認
 - 四、其の他必要な事項
- 第十八条 理事会に附議する事項は左の通りである
 - 一、評議員会に附議する事項
 - 二、本定款に規定された事項
 - 三、其の他会務の執行に関する重要事項
- 第十九条 会議は会員、評議員又は理事の過半数が出席しなければ開くことが出来ない 但し同一事項につき再招集するもなほ定員に満たないときは此の限りではない 会議の議事は過半数で決める、可否が同数のときは議長が決める
- 第二十条 総会の議決は前条の規定にかゝわらず会員の出席によらず書面を以てその議決権 を行使することが出来る
- 第二十一条 会員の議決権は平等である 第六章 資産及会計
- 第二十二条 本同盟の資産は補助金、寄付金、会費及其の他の収入より成る
- 第二十三条 本同盟の経費は資産を以て之を支弁する
- 第二十四条 本同盟の会計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る
- 第二十五条 本同盟の事業遂行の必要上借入金をする場合は評議員会の承認を要する 第七章 運 営
- 第二十六条 本同盟の会務を処理するため総務部、事業部、相談部を置く
- 第二十七条 本同盟に職員を置き其の事務を処理させる 職員は理事長が任免する
- 第二十八条 必要に応じ本同盟に相談役を置くことが出来る 第八章 補 則
- 第二十九条 本同盟解散の場合に残余財産があるときは理事会の議決を経て類似の目的を有 する事業に寄付する
- 第三十条 本定款の施行に関し必要な規定は別に之を定める

附 則

- 第三十一条 本定款は設立認可の日から有効である
- 第三十二条 本定款に規定されて居ない事項は本定款に関係のある諸法規に依る
- 第三十三条 本同盟設立当初の役員は本同盟設立発起人会に於て選挙したる者を以て之に充てる